

公益財団法人福岡県国際交流センター役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県国際交流センター定款（以下「定款」という。）第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員等の報酬等)

第2条 常勤役員には、報酬、通勤手当及び旅費を支給する。
2 前項の報酬の額は、別表のとおりとする。
3 第1項の通勤手当及び旅費の額は、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（以下「特別職等給与条例」という。）の適用を受ける常勤職員の例による。

(理事会が特に定める役員等の報酬等)

第3条 理事会が特に定める役員には、報酬及び費用弁償を支給する。
2 前項の報酬の額は、別表のとおりとする。
3 第1項の費用弁償の額は、特別職等給与条例の適用を受ける非常勤職員の例による。

(非常勤役員等の費用弁償)

第4条 非常勤役員等には、費用弁償を支給することができる。
2 前項の費用弁償の額は、特別職等給与条例の適用を受ける非常勤職員の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 第2条に規定する報酬、通勤手当及び旅費の支給方法については、特別職等給与条例の適用を受ける常勤職員の例による。
2 第3条及び第4条に規定する報酬及び費用弁償については、特別職等給与条例の適用を受ける非常勤職員の例による。

(退職手当)

第6条 役員等には、退職手当は支給しない。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡県国際交流センターの設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表

区 分	勤務形態	報 酬 額
常 勤 役 員	常 勤	年額 8,400,000 円以内
理事会が特に定める役員	非常勤	月額 213,000 円以内